

ID: 116

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町介護保険条例 第9条第2項		
例規番号	平成12年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額(1,000円未満の端数又はその全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日